

届出に必要な書類

1 路外駐車場設置（変更）の届出に必要な書類

- (1) 届出時期 工事着手前（変更の場合は、変更前）
- (2) 届出書類 以下に示す書類（変更の場合は、変更した事項が関係する書類）

必 要 書 類	部数	
	建築物の場合	建築物でない場合
路外駐車場設置（変更）届出書	2	2
位置図（1/10,000以上の地形図）	2	2
平面図（出入口のある階）（1/200以上）	2	2
平面図（2階以上の場合は各階）（1/200以上）	2	
路外駐車場の区域（赤実線） 周辺道路等の状況（路外駐車場の付近の道路、バス停、横断歩道、 交差点その他駐車場法施行令に定められているものを記入する） 場内の設備（事務所、料金徴収所、照明等）を、各階別に記入されたもの 駐車区画 ア 一般公共の用に供する駐車区画を赤実線で、それ以外の部分の 駐車区画を緑実線で囲み、それぞれ一連番号を各階の駐車区画の 寸法が同一の場合は、各階1駐車区画に記入する。 イ 駐車区画の寸法を記入する。ただし、各階の駐車区画の寸法が 同一の場合は、各階1駐車区画に記入する。 車 路 イ 車路動線を赤色矢印で記入する。 （例 、 ） ロ 車路幅員を赤字で記入する。ただし、各階の車路幅員が同一の 場合は各階1箇所に記入する。 ハ 特殊駐車装置の場合は前面空地の幅員、奥行を記入する。		
立面図（2面以上）（1/200以上）	2	
断面図（2面以上）（1/200以上）	2	
屈曲部（半径）、傾斜部（勾配）の詳細図（1/200以上）	2	
換気計算書	2	
照度計算書	2	
建築確認通知書の写し	2	
建築検査済証の写し	2	
機械式駐車施設の場合	大臣認定書の写し	2
	仕様図又は全体組立図	2

書類は全て A4 判で作成してください（図面で特大のものは A4 に折ってください。）

路外駐車場の構造及び設備の基準に関する基準は駐車場法施行令によること

2 路外駐車場管理規程（変更）の届出に必要な書類

- (1) 届出時期 供用開始後 10 日以内（変更の場合は、変更後 10 日以内）
 (2) 届出書類 以下に示す書類（変更の場合は、変更後の管理規程全文）

必 要 書 類	部数
路外駐車場管理規程（変更）届出書	2
管理規程	2
路外駐車場の名称	
路外駐車場管理者の氏名及び住所	
ア 個人：氏名及び住所	
イ 法人：法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	
路外駐車場管理者の供用時間に関する事項	
ア 休業日	
イ 一日における供用時間の開始及び終了の時間	
駐車料金に関する事項	
ア 確定額で定める	
イ 駐車料金の基準は、次の全ての要件を満たすものであること。	
a 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと	
b 自動車を駐車させる者に対し、不当な差別的取扱となる額でないこと	
c 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること	
路外駐車場の供用契約に関する事項	
駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むこと	
国土交通省令で定める事項	
ア 路外駐車場の構造上、駐車することができない自動車	
イ 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要	

3 路外駐車場休止・再開・廃止の届出に必要な書類

- (1) 届出時期 それぞれの行為後 10 日以内
 (2) 届出書類 以下に示す書類

休止等の内容	必 要 書 類	部数
駐車場の休止	路外駐車場休止届出書（一部休止の場合は平面図を添付）	2
駐車場の再開	路外駐車場再開届出書（一部再開の場合は平面図を添付）	2
駐車場の廃止	路外駐車場廃止届出書（一部廃止の場合は平面図を添付）	2

4 バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場の届出に必要な書類

- (1) 届出時期 路外駐車場の設置（変更）届に添付
 (2) 届出書類 以下に示す書類（変更の場合は、変更した事項が関係する書類）

必 要 書 類	部数
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書類	2
平面図 （1/200 以上）	2
路外駐車場車いす使用者駐車施設	
路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設	
路外駐車場設置（変更）届出書の添付図面に表示してください。	

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令によること